

核セキュリティに関する IAEA 国際会議  
鈴木俊一外務副大臣政府代表演説

平成 25 年 7 月 1 日

議長，事務局長，御列席の皆様，

日本国政府を代表して， IAEA 主催による核セキュリティに関する国際会議がここに開催されることを歓迎すると共に，貴議長が本件会議議長に選出されたことを心よりお祝い申し上げます。また，核セキュリティに関し， IAEA として初めて閣僚級の会議を開催するという天野 IAEA 事務局長のイニシアティブを高く評価いたします。

原子力は，発電分野のみならず，その応用的な利用方法として，放射性同位元素を用いた放射線利用といった形で，医療，食料，工業などの分野でも利用されており，我々の生活にとって非常に重要なものです。我々が，将来にわたってこうした原子力及び放射性物質の平和的利用による恩恵を享受していく上では，テロリストを含む非国家主体への核物質や放射性物質の拡散を防ぐべく，保障措置，原子力安全と併せて，核セキュリティの取組を一層強化していくことが重要です。

我が国は原子力先進国として，国際的な核セキュリティ強化における責任と役割を果たす所存です。

IAEA は国際的な核セキュリティ強化において重要かつ主導的な役割を果たしています。2001 年 9 月 11 日の米国同時多発テロ発生後， IAEA は，いち早く核セキュリティの活動計画を策定し，同計画を実施するための核セキュリティ基金を設立しました。 IAEA が，管理と防護の対象を核物質のみならず放射線源にまで広げ，緊急時の対応や規制体系の整備等を含む包括的な活動計画が提示されたことにより，焦点を絞った形で核セキュリティの取組を進めることを可能としたことを評価しています。

我が国は，核セキュリティ分野における IAEA の活動を一貫して支持・支援してきています。

IAEA が 2002 年に設立した核セキュリティ基金にこれまで累計で 300 万ドル以上を拠出しています。我が国は IAEA に対する支援を今後も継続していく考えです。

2011年3月の東京電力福島第一原発事故は自然災害に起因するものでしたが、そこで得られた知見・教訓は、事故のみならず、原子力施設へのテロリストによる攻撃といった「人為的な危害」に対する備えにも活かしていくことができると考えます。その意味から、我が国は、引き続き、東京電力福島第一原発事故に関連する情報について透明性をもって加盟国と共有し、国際的な核セキュリティの強化にも貢献していく考えです。

自国内の核物質について徹底した管理を確保することは、第一義的には各国家の責任です。核物質の管理等に係る責任の所在の明確化に加え、核物質及び原子力関連施設の防護のための法整備や、核物質の計量管理及び防護能力の確保、インフラの整備なども必要です。更に、核物質の防護について実際の運用を行うのは産業界を始めとする事業者であることから、産業界を含む事業者の更なる関心と関与を得ていくことも重要となります。

このように、核セキュリティを確保していくためには、行政の広範な分野にわたる取組が必要とされます。たとえば我が国では、十数の政府機関が、核セキュリティに携わっています。多数の機関が関わる核セキュリティを効果的に確保していくためには、政治的リーダーシップの下、関係機関による緊密な調整・協力が重要です。

我が国は、国際社会において、原子力の平和的利用にあたって、保障措置、原子力安全、核セキュリティの「3S」の重要性をこれまで一貫して主張してきました。昨年9月、我が国において原子力規制機関を強化するため他の機関から独立した行政機関として原子力規制委員会が設置されました。この原子力規制委員会は、核セキュリティ、原子力安全及び保障措置を一元的に扱う組織となっています。

同原子力規制委員会においては、核セキュリティの規制業務と総合調整機能が集約され、核セキュリティ分野の体制が抜本的に強化されました。

我が国には、過去半世紀以上にわたる原子力の平和的利用の経験があります。こうした経験を踏まえ、今後とも原子力規制行政の不断の向上に努めていく考えです。

ここで、我が国が現在行っている核セキュリティ分野における具体的な取り組みにつき、いくつか御紹介したいと思います。

まず、我が国は、東京電力福島第一原発事故後、原子力発電所を対象としたテロを想定した実働訓練を、警察、海上保安庁、自衛隊などの関係機関が共同で着実に実施しています。直近では、本年5月、福島第一原子力発電所を対象としたテロを想定した警察及

び海上保安庁による原発テロ対処合同訓練が行われ、陸上及び海上におけるテロリスト制圧訓練や、着岸中の船舶におけるテロリスト制圧訓練が行われました。こうした具体的な核セキュリティ対策の実施を今後とも継続していく考えです。

次に、改正核物質防護条約の発効に向けた取組について述べます。2005年7月に採択された改正核物質防護条約の発効には、核物質防護条約の締約国の3分の2、すなわち、99の締約国の締結が必要とされ、昨年9月に開催された第56回IAEA総会でも、全ての同条約締約国に対し同改正条約の可能な限り早期締結を求める決議が採択されています。我が国は改正核物質防護条約の重要性を認識しており、その締結に向けた作業を加速させているところです。

IAEAは各国における核セキュリティに関する取組を支援するために国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションを派遣しています。我が国でも同ミッションを受け入れることが望ましいと考えており、IPPASミッションの可能な限り速やかな受入れ、及びそれに先立つIPPASワークショップの2014年3月までの開催につき、前向きに検討しているところです。

次に、我が国の国際的な取組について述べます。

我が国は、国際的な核セキュリティ強化に貢献するために、2010年4月のワシントン核セキュリティ・サミットで貢献策の一つとして表明した「核不拡散・核セキュリティ総合支援センター」（ISCN）を2010年12月に、日本原子力研究開発機構（JAEA）の中に立ち上げました。ISCNはIAEA等と協力しながら、主にアジア諸国の規制当局者等を対象に、核物質防護実習フィールド施設やバーチャル・リアリティ施設などを活用したトレーニング等を実施し、各国の能力構築支援を行ってきております。ISCNは、活動を開始してからの2年間で、アジア諸国等から約700人に対して、原子力の平和的利用に関するセミナーや核物質防護に関するトレーニング等を実施しました。我が国としては、今後もこうした貢献を継続・強化していく考えです。また、このような活動の実施にあたっては、世界各国・地域の研究拠点との連携・協力も重要であり、引き続き推進していく考えです。ISCNは、今般の核セキュリティ会議の機会にも、アジア地域の能力構築に関するサイドイベントを開催します。

また、我が国のJAEAとIAEAとの間での協力をさらに進めるべく、両者間のプラクティカル・アレンジメント（PA）を策定する方向で検討を行っているところです。本件PAが策定されれば、IAEAとの協力による関連の地域ワークショップ等を計画

的に開催することが可能となり、アジア地域での協力が更に促進されることが期待されます。

更に、昨年3月のソウル核セキュリティ・サミットにおいて、我が国は、米、英、仏及び韓国の参加を得て、核物質及び放射性物質の輸送セキュリティに関する共同声明を発出しました。同共同声明を踏まえ、先般、第1回作業部会を東京で開催し、さらには今後、机上訓練を開催し、明年のハーグ核セキュリティ・サミットにおいて、本分野に関する提言を提出すべく、引き続き主導的役割を果たしていく考えです。

我が国は、核セキュリティ分野におけるIAEAの取組を引き続き積極的に支持していきます。これまでの経験、知見を活用しつつ、今後ともIAEAと協力しながら、国内外の核セキュリティの強化に取り組んでいく決意です。

(了)